

各 位

平成14年5月13日  
愛知県豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社

## 自己株式の取得および消却に関するお知らせ

(商法第210条に基づく自己株式取得および同第212条に基づく消却)

当社は、平成14年5月13日開催の当社取締役会において、商法第210条の規定に基づく自己株式の取得の承認を求める議案を、平成14年6月26日開催予定の当社第98回定時株主総会に提案することおよび商法第212条の規定に基づき、平成14年5月13日現在保有する自己株式を消却することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得について

(1) 取得の理由

資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得する株式の種類 当社普通株式

(3) 株式の取得価額の総額 6,000億円を上限とする。

(4) 取得する株式の総数 170百万株を上限とする。

(注)上記の決定は、平成14年6月26日開催予定の当社第98回定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 自己株式の消却について

(1) 消却する株式の種類 当社普通株式

(2) 消却する株式の総数 40,000,000株

〔参考〕当社の発行済株式数 3,649,997,492株  
(平成14年3月31日現在)

以 上